

寒河江市教育委員会会議録

平成29年3月23日 開会

寒河江市教育委員会

平成29年3月23日（木曜日） 寒河江市教育委員会

○ 出席委員（4名）

教育長 草 苜 和 男 委 員 松 田 彌生子 委 員 鈴 木 淳 一
委 員 國 井 晴 彦 委 員 高 橋 まり子

○ 欠席委員（0名）

○ 事務局職員の職氏名

学校教育課長 山 田 健 二 管理主幹 佐 藤 肇
生涯学習課長 高 林 雅 彦 スポーツ振興室長 鈴 木 隆

○ 委員会日程

教育委員会日程

平成29年3月23日（木曜日）

午後1時30分 開 議

市役所1階 議会会議室

1 開 会

2 議事録承認

3 教育長報告

4 議 事

議第5号 平成29年度教育行政の一般方針について

議第6号 公民館長の任命について

議第7号 寒河江市立図書館長の任命について

議第8号 平成29年度寒河江市教育委員会所属職員の人事異動について

議第9号 寒河江市教育委員会事務局組織規則の一部改正について

議第10号 寒河江市立小中学校管理規則の一部改正について

議第11号 寒河江市中学校給食費徴収条例施行規則の一部改正について

議第12号 史跡慈恩寺旧境内保存活用計画について

5 閉 会

会議に付した事件

教育委員会日程に同じ

1 開 会 午後1時30分

○草苺和男教育長

ただいまから教育委員会を始めます。

2 議事録の承認

○草苺和男教育長

初めに、前回3月23日の会議録の承認についてお願いします。

(前回会議録を回覧の上、全出席委員が署名を行った。)

3 教育長報告

○草苺和男教育長

次に教育長報告になりますが、前回3月8日以降の主な行事について申しあげたいと思います。

3月16日、市内3中学校の卒業式がありました。

3月18日、市内10小学校の卒業式があり、それぞれの委員の方々にもご出席をいただき、ありがとうございました。

3月19日、春を呼ぶコンサートが、市民文化会館で開催されまして、約800名程の参加と聞いております。

3月21日、教職員の人事異動の内示がありました。以上です。

何かございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

○草苺和男教育長

それでは、教育長報告を終わりにして、議事に入りたいと思います。

まず始めに、議第5号平成29年度教育行政の一般方針について、を議題と致します。

それでは、事務局より説明をお願いします。

○山田健二学校教育課長

それでは、議第5号平成29年度教育行政の一般方針について、ご説明を申しあげます。この議案につきましては、前回までの協議会の検討を受けて訂正したものであります。別添で案としてお示ししておりますが、ご指摘いただいたところは赤くして訂正しておりますので、こちらの方で説明をさせていただきたいと思います。

まず2ページは、赤くなっている子ども達をひらがなにしたり、それから(4)食育推進、の①ふるさとの食材を積極的に取り入れるとともに、といたしました。

3ページに進みます。(1)学びの充実と確かな学力の育成の、①新聞についてですが、また新聞を活用した教育にも積極的に取り組みます、と入れました。

4ページでございますが、(3)①コンピューターや電子黒板等のICTを活用した効

果的な授業の創造を推進するとともに、効果的な活用を図るための研修の充実にも努めます、と訂正いたしました。②英語教育でございますが、小中連携による系統的な英語教育の推進を図るとともに、3名体制となったALTについても、小中学校においてより積極的にその活用を図ります。また、英語だけで過ごすイングリッシュ・デイ（仮称）を実施するなど、外国語や異文化に触れたり交流したりする機会も充実させます、といたしました。

5ページに進みます。前回の協議会で（2）の①になっていたところを（2）の③に移動し、全国高等学校総合体育大会が山形、宮城、福島、南東北3県で開催されます。寒河江市では男子バレーボール競技の開催となるため、寒河江市の魅力をアピールしながら、スムーズな大会運営に取り組みます、としたところでございます。

6ページに進みます。（1）信頼される教育の推進が一つのまとまりになっていたものを3つに分けたということでございます。②として幼稚園・保育所等と学校、③として学校評議員制度や学校評価のこと、というように分けました。同じように（3）①が地域住民が自主的に学ぶ活動や研修会、交流会などを通してということ、②が安全安心で快適に利用できる分館整備ということ、に分けたということでございます。以上であります。

○草薙和男教育長

それでは、説明がありましたけれども、このことについてご質問、ご意見等ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

なければ、採決に移ります。議第5号平成29年度教育行政の一般方針について、を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（異議なし声あり）

議第5号は、原案のとおり決定いたしました。

それでは、次に議第6号公民館長の任命について、を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

○高林雅彦生涯学習課長

それでは、8ページの方をご覧いただきたいと思います。

議第6号公民館長の任命について、ご説明申し上げます。任期満了に伴い、寒河江市公民館に関する条例第4条の規定により、4人の地区公民館長を任命しようとするものです。武田幸一氏及び伊藤厚司氏は新任であり、富樫誠氏及び工藤正年氏は再任であります。任期は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの1年間であります。以上、よろしく申し上げます。

○草薙和男教育長

それでは、今提案がございましたけれども、このことについてご質問、ご意見等ございましたらお願いします。何かありませんか。よろしいですか。

それでは、なければ寒河江市地区公民館長の任命について、議第6号は原案のとおり決してよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

それでは、議第6号は、原案のとおり決しました。

次に、第7号寒河江市立図書館長の任命についてを議題といたします。

説明をお願いいたします。

○高林雅彦生涯学習課長

議第7号寒河江市立図書館長の任命について、ご説明申し上げます。

任期満了に伴い、寒河江市図書館に関する条例第3条の規定により、寒河江市立図書館長を任命しようとするものです。

芳賀彰氏は再任であります。任期は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの1年間であります。以上、よろしくお願いします。

○草薙和男教育長

それでは、質問、ご意見等ございましたらお願いします。何かありませんか。よろしいですか。

議第7号寒河江市立図書館長任命について、を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

それでは、原案のとおり議第7号は決定いたしました。

○草薙和男教育長

それでは、続きまして議第8号平成29年度寒河江市教育委員会所属職員の人事異動について、を議題といたします。

このことについては、人事案件ですので会議を公開しないこととしたいと思いますがいかがでしょうか。

(一同、異議がない旨の返答)

それでは、この案件につきましては、会議を公開しないこととしたいと思います。

(議第8号について審議)

それでは、採決したいと思います。

議第8号平成29年度寒河江市教育委員会所属職員の人事異動について、を原案のとおり決定することにご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

議第8号平成29年度寒河江市教育委員会所属職員の人事異動については、原案のとおり決定いたしました。

それでは、続きまして議第9号寒河江市教育委員会事務局組織規則の一部改正について、を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○佐藤肇管理主幹

議第9号寒河江市教育委員会事務局組織規則の一部改正についてご説明いたします。

11ページをご覧ください。このたびの規則の改正理由につきましては、学校教育課に新たに指導主幹の職を設けること及び生涯学習課に新たに慈恩寺歴史文化振興室を設置することに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

14ページをご覧ください。新旧対照表にてご説明いたします。

改正前の第2条第1項第2号の生涯学習課の歴史文化係が、生涯学習課、慈恩寺歴史文化振興室の歴史文化係となるため、改正後の同上第2項第2号に規定することとなります。同様に、第5条第2号の生涯学習課歴史文化係の所掌事務を削り、新たに第6条第1号に、「ク 史跡慈恩寺旧境内に関すること」を加えた歴史文化係の所掌事務を規定することになります。そして、スポーツ振興室スポーツ振興係の所掌事務の規定が第2号となります。また、第7条の課長等の職及び職務権限の規定ですが、学校教育課に指導主幹の職を新たに設けるため、その職の職務権限を規定しなければならず、他の課長等の職についても、これまでは市長事務部局の職務権限と同一だったために、それを準用してきましたが、このたびの指導主幹の職の規定に伴い、同様に新たに規定しようとするものです。以上、よろしく願いいたします。

○草苺和男教育長

それでは、説明がありましたけれども、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

○松田彌生子委員

今まで寒河江市郷土館と呼んでいたのですが、正式な名前は、西村山郡役所という名前がつくのですか。

○高林雅彦生涯学習課長

正式名称は、寒河江市郷土館でございます。向って左側に建っているのが西村山郡役所です。

○草苺和男教育長

ほかにございますか。

○高橋まり子委員

12ページの3行目、句読点の場所が違うのではないですか。

○高林雅彦生涯学習課長

法令を作る時の、ルールでございまして、点は後ろの文言とセットだという決まりがございまして、こういう変則的な表現になっております。

○草苺和男教育長

ほかにかがででしょうか。なければ採決をしたいと思えます。

議第9号寒河江市教育委員会事務局組織規則の一部改正について、原案のとおり決定することにご異議ございませぬか。

(異議なしの声あり)

それでは、議第9号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議第10号寒河江市立小中学校管理規則の一部改正について、を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○佐藤肇管理主幹

議第10号寒河江市立小中学校管理規則の一部改正についてご説明申しあげます。提案理由につきましては、県費負担職員における職の新設のため、所要の改正をするものです。

20ページをご覧ください。新旧対照表にてご説明いたします。第12条は、「学校校長、教頭及び教諭を置き、必要に応じて次の職員を置く。」ということで、改正前は、第1号の主幹教諭から第16号の事務補助員まで16の職名が規定されております。その第9号の主査と第10号の主任主事の中に新たに第9号として主任主査を規定し、第10号以降を1号ずつ繰り下げようとするものです。

第12条の2については、職とその職務について規定している表ですが、同様に主査と主任主事の中に主任主査の職とその職務を設けるものです。以上、よろしくお願ひいたします。

○草苺和男教育長

それでは、今説明がありましたけれども、ご質問、ご意見等ございましてらお願いします。

○松田彌生子委員

どこの学校に設置されていますか。

○佐藤肇管理主幹

寒河江市では、平成29年度その職の方はおりません。但し県の職務として新たに設置になったため、同様に市の規則も改正ということになります。

○草苺和男教育長

ほかにかがでしょうか。なければ議第10号寒河江市立小中学校管理規則の一部改正について、を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

それでは、議第10号は原案のとおり決定いたしました。

議第11号寒河江市中学校給食費徴収条例施行規則の一部改正について、を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○佐藤肇管理主幹

議第11号寒河江市中学校給食費徴収条例施行規則の一部改正についてご説明申し上げます。提案理由につきましては、本市では中学校給食を平成23年度から295円のまま同額で実施してきましたが、消費税率の引き上げや食材等の経費上昇により、第2条第1項に規定する1食あたりの給食費等の額を310円に引き上げるとともに、保護者の負担軽減を図るため、附則において、生徒が納める給食費等を295円と据え置きにするということで、所要の改正をしようとするものです。

なお、小学校給食費に関する内容につきましては、後程の協議会にてご協議いただくこととなりますのでご了解願います。以上、よろしく願いいたします。

○草苺和男教育長

それでは、ただ今の説明について、質問、ご意見等ございましたらお願いします。

ないですか。なければ議第11号寒河江市中学校給食費徴収条例施行規則の一部改正について、を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

それでは、議第11号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議第12号史跡慈恩寺旧境内保存活用計画について、を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○高林雅彦生涯学習課長

議第12号史跡慈恩寺旧境内保存活用計画について、ご説明申し上げます。

6ページをご覧ください。この計画は、平成26年10月の国の史跡指定を受けて、平成27年に史跡慈恩寺旧境内保存活用計画策定委員会を設置し、これまで2ヶ年の間に9回の協議を行い、策定したものであります。

策定委員会のメンバーですが、委員長に伊藤清郎山形大学名誉教授、副委員長に市史編纂専門員で市文化財保護委員長の宇井啓先生、ほか、4名の学識経験者と2名の史跡関係者からなっています。

オブザーバーとして文化庁の佐藤主任文化財調査官及び坂井奈良大学教授から指導やアドバイスを受け、県の文化財・生涯学習課の職員からも情報提供等を受けながら策定したところであります。

計画の概要について、ご説明いたします。

1ページをご覧ください。「第1章保存活用計画策定の沿革と目的」ですが、これまでの国史跡指定に向けた本市の取組やこの計画の目的、策定の経過等について書いております。

9ページをご覧ください。「第2章史跡慈恩寺旧境内の概要」は、史跡指定に至る経緯、指定地の範囲や指定地の現況等について書いております。

16ページをご覧ください。「第3章寒河江の歴史と調査成果」は、本市の歴史や慈恩寺の略年表、指定地内外の植生等の自然環境、本堂等各施設の修理・調査等の履歴、文献や絵図など歴史的資料等について書いております。

ずっと進んで54ページをご覧ください。「第4章史跡の価値と構成要素」ですが、ここでは、史跡の本質的価値として3つあげています。

多くの仏像や古文書等の存在から、鎮護国家・五穀豊穰・招福除災を祈願する祈禱寺として、東北地方の宗教・政治・経済・文化の中心であったことが明白であること。

堂舎と院坊屋敷地の佇まいは、城館群や行場とともに、旧境内地の様相を良好にとどめていること。さまざまな学問が実修され、修験道も入り、多様な展開をみせた慈恩寺旧境内は、わが国の仏教信仰のあり方を知るうえで重要であること。

この3つを史跡の本質的価値としています。そして、史跡の本質的価値を構成する諸要素を具体的に境内地の状況、文化財の指定状況として書いております。

また進んで96ページをご覧ください。「第5章現状と課題」ですが、まず保存管理現状と課題について、指定地全体と個々の構成要素について書いています。また、土砂災害等に対する境内地の防災についても書いています。

110ページをご覧ください。同じように活用の現状と課題について、指定地全体個々の構成要素について書いています。

113ページをご覧ください。整備の現状と課題について、保存整備と活用整備にけて書いています。また、本山慈恩寺や慈恩寺地区から出された整備の要望についてもまとめて書いています。

117ページをご覧ください。「第6章大綱と基本方針」についてですが、大綱は、史

跡慈恩寺旧境内の望ましい将来像として、豊かな仏教文化遺産の継承、佇まいの保全、まちづくりの核としています。基本方針は、史跡と地域住民の方々との共存と管理運営面での共営による保存活用を目標とするとしています。

120ページでは、「第7章保存管理」として、その方向性を述べ、122ページから保存管理の方法を具体的に書いています。

123ページからは、現状変更の取扱い方針及び基準について書いています。

128・129ページに色染めされたゾーン毎に126・127ページに記載された基準が適用されることとなります。

地元慈恩寺の方々が、現在の住居や様々な施設等を新しくしたり、修繕したりする場合、史跡を末永く伝えるため、この基準によって制約を受けることとなります。とても重要な部分となっています。

129ページでは、今後の史跡の追加指定に関する方向性を記載しております。

また、130ページからは、「慈恩寺遺跡」として埋蔵文化財包蔵地が新たに拡大して登録された内容を記しています。この区域で土木工事等をする場合は、届け出が必要となるものです。

以降は、具体的な手続きについて様式等も含め掲載しています。

138ページをご覧ください。「第8章活用」ですが、活用の方向性や方法について記載しています。141ページの方法は、学校教育、社会教育、地域と3つに分けて書いています。

143ページをご覧ください。「第9章整備」ですが、これまでの整備実績と保存整備の方向性、活用整備の方向性について書いています。146ページでは、整備の手法について書いています。

150ページをご覧ください。「第10章運営・体制の整備」ですが、次のページの表にあるような(仮称)史跡慈恩寺旧境内整備検討委員会を組織して事業を進めていきたいと考えております。

152ページをご覧ください。「第11章施策の実施計画の策定」ですが、次のページの表にあるとおり整備期間を10年として3期に分けて整備したいと考えており、第1期を29・30年度として、第2期を31～35年度として、第3期を36年度以降として整備していきたいと考えております。

この計画書の中では、総合的な案内・解説・展示及び情報発信のために第2期のガイダンス施設の必要性を強く、何回も書いているところです。

155ページ、「第12章経過観察と評価」ですが、さきほど申しあげた1期2期3期の期末ごとに整備検討委員会で評価することを書いたものです。

158ページ以降は、参考資料として載せたものであります。

173ページをご覧ください。チェリーランドや八鍬など4方向から見た慈恩寺です。樹木に隠れて、本堂や三重の塔がはっきり見える場所がありません。樹木等を伐採し、

遠くからでも慈恩寺だとわかるような取組も必要ではないかという資料となっています。
以上、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○草苺和男教育長

それでは、ただ今の説明について、質問、ご意見等ございましたらお願いします。

○松田彌生子委員

大学の先生方が知恵を絞ってこの文章を書かれているので、何度も見直しをされて歴史的な記述は間違いないと確かめられたとは思いますが、16ページに寒河江市の概要の史跡慈恩寺旧境内と書いてある部分に、最上川中流の（現大石田町付近の）と書いてありますけど、付近はいらぬのではないですか。水域と言えば大石田町でよいのではないですか。

○高林雅彦生涯学習課長

はい。ここは確認させていただきます。

○草苺和男教育長

ほかにございますか。

○高橋まり子委員

153ページの（3）実施期間の表、第3期のところですが、平成36年度以降と書いてありますが、38年と終わりを書いてないことに意味があるのですか。

○高林雅彦生涯学習課長

（3）実施期間の表記で、整備期間は本計画策定後10年を目途とし、実施項目を検討して3期にわたり実施するようになっており、次のページ表は38年までとなっておりますが、必要に応じて延長することが出来るとありますので、あえてここは36年度以降と記載しております。

○國井晴彦委員

現状と課題となると思うのですが、文化財はいろんな方に見てもらわないとだめなわけですが、外国人旅行者等にPRする必要はないのでしょうか。

○高林雅彦生涯学習課長

基本的に、保存活用計画の内容につきましては、観光面をあまり強く出さないという形で書いております。その辺少し検討させていただきたいと思います。

○草薙和男教育長

観光の面から考えれば、海外に目を向けてとなるのは大事なことだとは思いますが、まずは日本の中で、どれだけ周知していくかとなりますが、平泉はそれなりの認知度もあり慈恩寺とは違うので、一概に観光をメインすることにはならないと思いますが、なお確認をし検討してください。

ほかにいかがでしょうか。

○松田彌生子委員

14ページの地図で、大変詳しく書いてありますが、鹿島社とか、白山社とか、そういうことについての説明がなにもなく、80ページには詳しく乗っているのですが、ずっと前から読んでいて、いきなり出て来るのはどんなものかなと思います。

○高林雅彦生涯学習課長

今回指定された、旧境内なのですけれども、これにつきましては、14ページの赤いラインで囲まれた部分でございます。それで旧境内はどこだとなる訳ですが、概ね緑色で丸く囲われた部分が、全体としての旧境内ということになります。そういった部分を説明がしやすければということで、この部分に入れているのですが、ただわかりにくいというのであれば検討させていただきます。

○松田彌生子委員

緑の範囲が、旧境内ということですね。

○高林雅彦生涯学習課長

概ねそういうことになります。ただ今回指定されたのは赤色の囲みの部分です。ただ、全体的にはどうだとなれば、緑色の囲みの部分ということになります。

○草薙和男教育長

ほかにいかがですか。

○高橋まり子委員

同じようなことですが、説明の写真が後でまとめて提示されているところが多いので、そのページにあれば読みやすいなと思います。離れていると見らいと思います。

○草薙和男教育長

それでは、いろいろご意見をいただき、修正が可能なものについては修正をすること

にし、それを含めて議第12号史跡慈恩寺旧境内保存活用計画については、原案の通り決定することご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

それでは、議第12号は原案のとおり決定いたしました

出されている議案につきましては、以上であります。その他、皆さんから何かございますか。

5 閉 会 14:32

○草苺和男教育長

なければ、以上で教育委員会を閉会といたします。